

# 佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 耐震診断支援事業（第4条－第12条）
- 第3章 耐震化総合支援事業（第13条－第23条）
- 第4章 雑則（第24条・第25条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、戸建て木造住宅の耐震改修工事等を推進し、地震に対する住宅の安全性の確保及び向上を図るため、戸建て木造住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において、耐震診断を実施し、並びに耐震改修計画作成及び耐震改修工事の費用の一部を補助する佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業を実施することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された戸建て木造住宅（延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に定める耐震診断で、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）に基づき実施する診断をいう。
- (3) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果、次に掲げる耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画をいう。
  - イ 住宅の構造耐力上主要な部分が次の要件を満たすこと。

- (i) 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上であること。
- (ii) 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないこと。
- ロ 敷地及び非構造部材が次の要件を満たすこと。
  - (i) 屋根葺き材、屋根等に設置された設備が地震の震動及び衝撃で落下しないこと。
  - (ii) ブロック塀、門柱等（道路や不特定の者が通行する道状の道に面するものに限る。）が地震の震動及び衝撃で倒壊しないこと。
- (4) 耐震改修工事 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）をいう。
- (5) 耐震診断士 一般社団法人長崎県建築士事務所協会（以下「協会」という。）作成の「長崎県木造住宅耐震診断士名簿」に登録されている者のうち、長崎県知事が認める講習会に参加した者をいう。

（対象者）

第3条 次章の耐震診断支援事業の対象者は、第5条の診断対象住宅に現に居住する者で、佐世保市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当するもの（法人を除く。）とする。

- (1) 登記事項証明書に記載された所有者
- (2) 登記事項証明書に記載された所有者の相続人
- (3) 前2号に規定する者が不明である場合には、当該住宅に係る納税義務者
- (4) 前3号に規定する者の同意を得た所有者の2親等以内の親族
- (5) その他市長が認める者

- 2 前項の規定は、第3章の耐震化総合支援事業の対象者について準用する。この場合において、同項中「次章の耐震診断支援事業」とあるのは「第3章の耐震化総合支援事業」と、「第5条の診断対象住宅に現に居住する者」とあるのは「第13条第1項第1号の補助対象住宅に現に居住する者又は耐震改修工事後30日以内に居住する者」と読み替えるものとする。

## 第2章 耐震診断支援事業

（耐震診断の実施の委託）

第4条 市長は、耐震診断の実施を協会に委託するものとする。

(診断対象住宅)

第5条 耐震診断士を派遣して耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）は、市内に存する戸建て木造住宅で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 旧基準木造住宅又は市長が別に定めるもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの（混構造のものにあつては、立体的なものでその木造の部分に限る。）
- (4) 過去に耐震診断支援事業に係る耐震診断を受けていないもの  
(委託料)

第6条 市長は、耐震診断に要する費用の3分の2の額（上限は41,000円）を協会に委託料として支払うものとする。

(申込手続等)

第7条 耐震診断を受けようとする者（第3条第1項に定める対象者をいう。以下「申込者」という。）は、佐世保市木造住宅耐震診断申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 滞納のない証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込書の提出があつたときは、申込書の内容を確認し、適当と認めたときは、耐震診断の実施を決定し、申込者に対して佐世保市木造住宅耐震診断選定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

3 耐震診断の申込期限は、当該年度の1月末日とする。

(自己負担額)

第8条 前条第2項の規定により佐世保市木造住宅耐震診断選定通知書（第2号様式）を受けた申込者（以下「選定者」という。）は、第10条第2項の規定により送付された納付書により、耐震診断費用のうち第6条の委託料を除いた額を、自己負担額として協会の指定する日までに納付しなければならない。

(耐震診断申込の変更又は中止)

第9条 選定者は、第7条第1項の規定による申込みの内容を変更又は中止する場合には、佐世保市木造住宅耐震診断変更（中止）届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、速やかに協会に通知するものとする。

(選定の取消し)

第9条の2 市長は、選定者が次の各号のいずれかに該当したときは、耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前条第1項の規定により佐世保市木造住宅耐震診断変更(中止)届出書を提出したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により実施の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施の決定を取り消したときは、選定取消通知書(第3号の2様式)により、選定者に通知するものとする。

この場合において、既に協会に委託料が支払われているときは、期限を定めて選定者に当該委託料相当額の支払いを命ずるものとする。

(耐震診断の実施)

第10条 市長は、第7条第2項の規定により耐震診断の実施の決定をしたときは、速やかに協会に対して耐震診断士の派遣を要請するものとする。

2 協会は、前項の規定により耐震診断士の派遣要請を受けたときは、選定者に対して木造住宅耐震診断士派遣連絡書(第4号様式)及び耐震診断に係る納付書を送付するものとする。

3 協会に選定された耐震診断士は、遅滞なく耐震診断を実施しなければならない。

4 耐震診断士は、耐震診断を実施する場合には、耐震診断士であることを示す長崎県木造住宅耐震診断士登録証を携帯し、選定者の求めに応じて提示しなければならない。

(結果報告)

第11条 協会は、前条の規定により実施した耐震診断の結果について、遅滞なく、木造住宅耐震診断報告書(以下「報告書」という。)を市長に2部提出しなければならない。

2 市長は、報告書の記載内容について、協会又は当該耐震診断を実施した耐震診断士に対して必要な指示ができるものとする。

3 市長は、報告書に記載された診断結果を適当と認めるときは、報告書1部と木造住宅耐震診断結果報告書(第5号様式)を選定者に送付するものと

する。

(守秘義務及び禁止事項)

第12条 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 選定者に対して、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 当該事務に関する処理を他の者に委託し、又は請け負わせること。
- (3) その他耐震診断士として、ふさわしくない行為を行うこと。

### 第3章 耐震化総合支援事業

(補助対象)

第13条 佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金（以下「総合支援補助金」という。）の交付対象となる耐震改修計画及び耐震改修工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 耐震改修計画 旧基準木造住宅であって、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断されたもの（以下「補助対象住宅」という。）について、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が作成する耐震改修計画であること。
  - (2) 耐震改修工事 補助対象住宅について、市長が別に定める者により行う耐震改修工事であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 総合支援補助金の交付の決定前に着手した耐震改修計画及び耐震改修工事
  - (2) 耐震改修計画に基づかない耐震改修工事
  - (3) 過去に国庫補助による支援を受け作成された耐震改修計画に基づく耐震改修工事又は当該耐震改修計画の見直し
- (補助対象経費及び補助金の額)

第14条 総合支援補助金の対象となる経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）とし、当該耐震改修工事に係る耐震改修計画の作成に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）を加えることができるものとする。

- 2 総合支援補助金の額は、前項に規定する額に5分の4を乗じて得た額（上限は67万円）とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象住宅を撤去した土地において新築工事を行う場合の耐震改修工事にあつては、第1項中「耐震改修工事に要した費用の額」とあるのは、「耐震改修工事費相当額」と読み替えるものとする。  
（総合支援補助金の申請等）

第15条 総合支援補助金の交付申請をしようとする者は、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付申請書（第6号様式。この条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、前章に規定する耐震診断支援事業を利用した者は、既に提出した書類について再度の提出を要しない。

- (1) 前章に規定する耐震診断支援事業を利用しなかった場合にあつては、耐震診断結果が確認できる資料
  - (2) 仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書
  - (3) 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面
  - (4) 耐震改修工事に係る経費の内訳書
  - (5) 耐震改修工事の予定箇所の写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、耐震改修工事に要した費用の額に耐震改修計画の作成に要した費用の額を加えた額により総合支援補助金の交付申請をしようとする者は、前項に定める申請書に同項第1号に定めるもののほか、耐震改修計画を作成するために要する費用の見積書を添付して市長に提出するものとする。
  - 3 第1項第2号に規定する耐震改修計画の概要書及び同項第3号に規定する図面は、建築士法第2条に規定する建築士が作成したものに限るものとする。
  - 4 市長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により、第1項及び第2項の規定により申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(耐震改修計画又は耐震改修工事費の変更)

第16条 総合支援補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事の計画に変更が生じる場合は、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金変更交付申請書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画の変更計画を作成するために要する費用の見積書
- (2) 仕様書、補強計算書等の耐震改修工事の変更に係る概要書
- (3) 耐震改修工事の変更の内容を示す図面
- (4) 耐震改修工事の変更に係る経費の内訳書
- (5) 耐震改修工事の変更の予定箇所の写真

2 前条第4項の規定は、前項の総合支援補助金の変更に係る手続について準用する。この場合において、同項中「佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付決定通知書(第7号様式)」とあるのは、「佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金変更交付決定通知書(第9号様式)」と読み替えるものとする。

(耐震改修計画作成又は耐震改修工事の中止)

第17条 交付決定者は、耐震改修計画作成又は耐震改修工事を中止しようとするときは、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業中止届(第10号様式)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、総合支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定により佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業中止届を提出したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により総合支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(耐震改修計画の完了報告)

第19条 第15条第2項の申請をした交付決定者は、耐震改修計画の作成が完了したときは、遅滞なく耐震改修計画完了報告書(第12号様式)に、第15条第1項第2号から第6号までに掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(耐震改修計画の確認)

第20条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、交付決定者が作成した耐震改修計画が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の耐震改修計画の内容が適当と認めるときは、耐震改修計画確認書(第13号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 第15条第2項の申請をした交付決定者が、前項に定める耐震計画確認書の交付を受ける前に着手した耐震改修工事は補助の対象としない。
- 4 市長は、第1項の耐震改修計画の内容が耐震基準に適合していないと認めるときは、交付決定者に対して、審査・検査結果不備事項通知書(第14号様式)により通知した上で、耐震改修計画の内容が耐震基準に適合するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(総合支援補助金の完了届)

第21条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業完了届(第15号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、第15条第1項の申請の場合は、第1号の書類の提出を要しない。

- (1) 耐震改修計画の作成に要した経費の領収書又は請求書
  - (2) 耐震改修工事の実施内容を示す図面
  - (3) 耐震改修工事(耐震改修工事の変更を含む。)に係る工事代金の領収書又は請求書
  - (4) 耐震改修工事(耐震改修工事の変更を含む。)の実施箇所の写真
- 2 前項の完了届は、第15条第4項の規定による通知のあった日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、交付決定者の責めに帰さない事由による場合で、書面にて理由の報告があったときはこの限りでない。

(総合支援補助金の完了確認)

第22条 市長は、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業完了届を受理したときは、耐震改修工事が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、前項の耐震改修工事の内容が適当と認めるときは、総合支援補助金の額を確定し、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付確定通知書（第16号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の耐震改修工事の内容が耐震基準に適合していないと認めるときは、交付決定者に対して、審査・検査結果不備事項通知書（第14号様式）により通知した上で、耐震改修工事の内容が耐震基準に適合するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

（総合支援補助金の請求）

第23条 前条第2項の規定による通知を受けた者が総合支援補助金を請求しようとするときは、佐世保市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金交付請求書（第17号様式）を市長に提出するものとする。

#### 第4章 雑則

（意見の聴取及び立入調査）

第24条 市長は、この要綱に定める事項について必要があると認めるときは、選定者又は第15条の規定により申請した者に対する意見の聴取及びこれらの者の同意を得た上で診断対象住宅又は補助対象住宅への立入調査を行うことができるものとする。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年8月14日から施行する。

（経過処置）

この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付要綱の規定は、平成21年6月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付要綱の規定は、平成23年2月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付要綱の規定は、平成24年5月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定は、平成25年5月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定は、平成26年5月1日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定は、平成30年5月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定は、平成31年5月1日以後の申込に係る耐震診断又は同日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申込に係る耐震診断又は同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定は、令和2年5月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。